

## 議案第49号

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

取手駅北土地区画整理事業の実施に伴って一時休止していたとりでアートギャラリーについて、取手駅西口駅前の商業ビル内に移転して再開するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>とりでアートギャラリー</u></td> <td style="text-align: center;"><u>取手市中央町2番5号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民ギャラリーの部</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) <u>とりでアートギャラリーを美術に関する作品等の展示及び展示品等の販売以外の目的で利用するとき。</u></p> <p>(2) <u>市民ギャラリーを美術に関する作品等の展示以外の目的で利用するとき。</u></p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第4条 <u>とりでアートギャラリー</u>の利用の承認を受けた者は、<u>1日</u>の利用につき、<u>別表第1</u>に規定する額の使用料を前納しなければならない。この場合において、実際の利用が<u>1日</u>に満たないときは、<u>1日</u>の利用とみなす。</p> <p>2 <u>前項に規定する者のうち、展示品等の販売を目的として利用する者は、同項の使用</u></p>	名称	位置	<u>とりでアートギャラリー</u>	<u>取手市中央町2番5号</u>	市民ギャラリーの部	(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市民ギャラリーの部</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) <u>ギャラリーを美術に関する作品等の展示以外の目的で使用するとき。</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第4条 <u>ギャラリー</u>の利用の承認を受けた者は、<u>1週間</u>の利用につき、<u>別表</u>に規定する額の使用料を前納しなければならない。この場合において、実際の利用が<u>1週間</u>に満たないときは、<u>1週間</u>の利用とみなす。</p>	名称	位置	市民ギャラリーの部	(略)
名称	位置										
<u>とりでアートギャラリー</u>	<u>取手市中央町2番5号</u>										
市民ギャラリーの部	(略)										
名称	位置										
市民ギャラリーの部	(略)										

料に 200 パーセントに相当する額を加算した額を納入しなければならない。

- 3 市民ギャラリーの利用の承認を受けた者は、1 週間の利用につき、別表第 2 に規定する額の使用料を前納しなければならない。この場合において、実際の利用が 1 週間に満たないときは、1 週間の利用とみなす。

別表を別表第 2 とし、付則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 4 条関係)

ギャラリー名	利用区分	1 日当たりの使用料	
		市民(市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者)	市民以外の者
とりでアートギャラリー	ギャラリー 1	3,500 円	7,000 円
	ギャラリー 2	500 円	1,000 円
	ギャラリー 3	2,000 円	4,000 円

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る申請の受付、利用の承認、使用料の徴収その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。